

ねんりんピック彩の国さいたま2026三郷市交流大会売店等設置要項

1 趣旨

この要項は、ねんりんピック彩の国さいたま2026三郷市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が募集する売店等の設置に関して必要な事項を定める。

2 出店等設置場所

売店を設置する会場、日時及び募集ブース数（上限）は、次のとおりとする。ただし実行委員会は必要に応じてこれらを変更することができる。

会場	設置日・開設時間	募集ブース数（上限）
三郷市総合体育館外 （南側駐車場含む）	11月8日（日） 10：00～16：30	13

3 ブースの仕様等

出店に伴う設備等は次表のとおりとし、実行委員会が準備する。ただし、出店状況等に応じて、実行委員会はこれを変更できるものとする。

(1) 規模	【屋外テント】 ・縦3.6m（2間）×横5.4m（3間）・・・9ブース（キッチンカー可） ・縦3.6m（2間）×横2.7m（1.5間）・・・2ブース ・キッチンカー 2台 （別紙 出店ブースマップ（案）のとおりとする。ただし、出店業者数によりレイアウトの変更もある。）
(2) 備品等	長机2台・パイプ椅子2台は実行委員会で準備する。

4 経費の負担

売店の出店料は無料とする。ただし、運営に要する経費は、出店者負担とする。

5 搬入・搬出

各会場における搬入・搬出時間は、次のとおりとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれらを変更できるものとする。

会場	搬入	搬出
三郷市総合体育館	11月8日（日） 9：00～9：45	11月8日（日） 16：30～17：30

※搬入・搬出等については、大会運営に支障のないよう、指定の時間内に行うこと。

搬入・搬出用車両は原則1台とする。

6 販売品目

- (1) 観光物産品
- (2) 飲食物
- (3) その他実行委員会が必要又は適当と認めるもの

7 遵守事項

ねんりんピック彩の国さいたま2026三郷市売店等設置要項及び関係法令を遵守すること。

8 出店申込

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに、次に掲げる書類を実行員会に郵送またはメールにより提出するものとする。

- ① 出店申込書（様式第1号）
- ② 誓約書兼承諾書（様式第2号）

【申込先】ねんりんピック彩の国さいたま2026三郷市実行委員会事務局
(いきいき健康部長寿いきがい課内) 石川宛て
〒341-8501 三郷市花和田648-1
TEL : 048-930-7788 FAX : 048-953-2172
メール : ikigai@city.misato.lg.jp
【申込期限】令和8年6月17日(水)

9 出店者の決定

- (1) 出店の可否については、令和8年7月上旬に通知を行うこととする。
- (2) 申込状況によっては、希望するブース数の縮小や、商品の変更を依頼する場合がある。
また、募集枠を上回る応募があった場合は、キッチンカーを優先させる等出店内容を踏まえ、調整及び選定を行う場合がある。
- (3) 出店場所は、出店内容等のバランスを考慮のうえ、実行委員会において決定する。

10 販売許可等

- (1) 酒類販売
所管する税務署へ許可申請が必要なため、販売を予定している場合は個別に手続きを行うこと。
- (2) 「臨時出店届」関係
草加保健所への臨時出店届の提出は実行委員会が一括して行う。このため、別途、実行委員会が求める届出を提出すること。
キッチンカーを出店する場合は、埼玉県から発行されたキッチンカーの営業許可書（有効期限内のもの）を実行委員会に提出すること。
- (3) 「露店等の開設届出書」関係
ガスコンロ、発電機などの火気器具等を使用する場合は、業務用消火器（水バケツ、エアゾール式簡易消火器具、住宅用消火器は不可）等による防火対策を施すこと。火災予防条例に定められた届出は実行委員会が一括して三郷市消防署に届出をする。このため、別途、実行委員会が求めるヒアリングシートを提出すること。

11 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、故意又は過失により、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、損害賠償に備え、損害保険等に加入しておくこと。

12 その他

これに定めるもののほか、売店の出店募集等について必要な事項は、三郷市実行委員会会長が別に定める。